

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	

2. 指名停止措置期間 令和5年12月19日 ~ 令和6年9月18日（9箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)